

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型) (愛称:杏の実) 第112期分配金は50円(1万口当たり、税引前)

2012年10月15日

平素は、『ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)(愛称:杏の実)』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2012年10月15日に第112期計算期末を迎え、当期の収益分配金につきまして、1万口当たり50円(税引前)と致しましたことをご報告申し上げます。

第112期決算(12.10.15)にかかる分配金を従来の70円から50円に引き下げましたのは、現在の分配対象額の水準などを総合的に勘案した結果によるものです。

今後ともファンド運用にあたっては、パフォーマンスの向上をめざしてまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

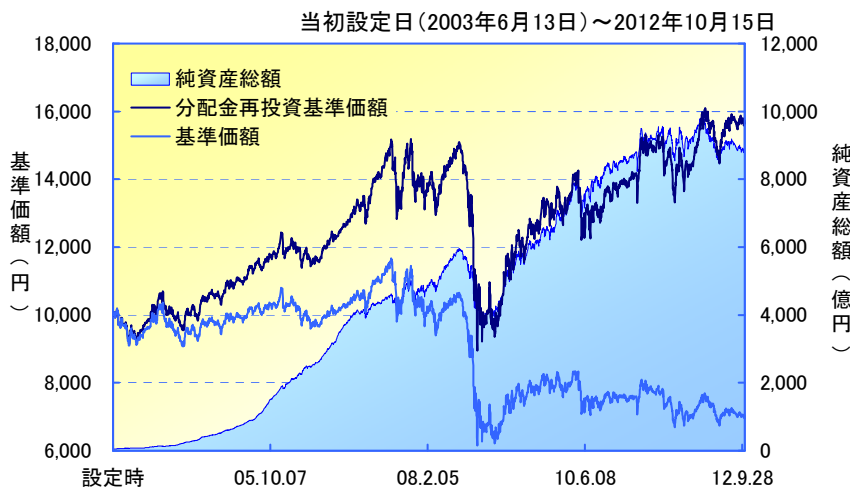
### 《基準価額・純資産・分配の推移》

2012年10月15日現在

基準価額	6,945円
純資産総額	8,737億円

#### 《分配の推移》(1万口当たり、税引前)

決算期	(年.月.日)	分配金
第1～107期	合計:	6,675円
第108期	(12.6.15)	70円
第109期	(12.7.17)	70円
第110期	(12.8.15)	70円
第111期	(12.9.18)	70円
第112期	(12.10.15)	50円
分配金合計額	設定来:	7,005円
	直近5期:	330円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

#### 当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## 配当等収益（1万口当たり、経費控除後）および分配対象額（1万口当たり、分配金支払い後）の状況

期中に得られる配当等収益（経費控除後）は、第112期（12.10.15）では22円（1万口当たり）となっています。

下記の表にある通り、分配金の一部を期中の配当等収益以外の分配対象額から支払っている状況にありました。この結果、第112期（12.10.15）では分配金支払い後の分配対象額は460円（1万口当たり）となっています。

決算期 決算日	第101期 (11.11.15)	第102期 (11.12.15)	第103期 (12.1.16)	第104期 (12.2.15)	第105期 (12.3.15)	第106期 (12.4.16)
配当等収益（経費控除後）	26 円	26 円	34 円	34 円	34 円	28 円
分配金	70 円	70 円	70 円	70 円	70 円	70 円
分配対象額（分配金支払い後）	733 円	689 円	653 円	617 円	739 円	697 円

決算期 決算日	第107期 (12.5.15)	第108期 (12.6.15)	第109期 (12.7.17)	第110期 (12.8.15)	第111期 (12.9.18)	第112期 (12.10.15)
配当等収益（経費控除後）	24 円	28 円	32 円	28 円	28 円	22 円
分配金	70 円	70 円	70 円	70 円	70 円	50 円
分配対象額（分配金支払い後）	651 円	609 円	572 円	530 円	488 円	460 円

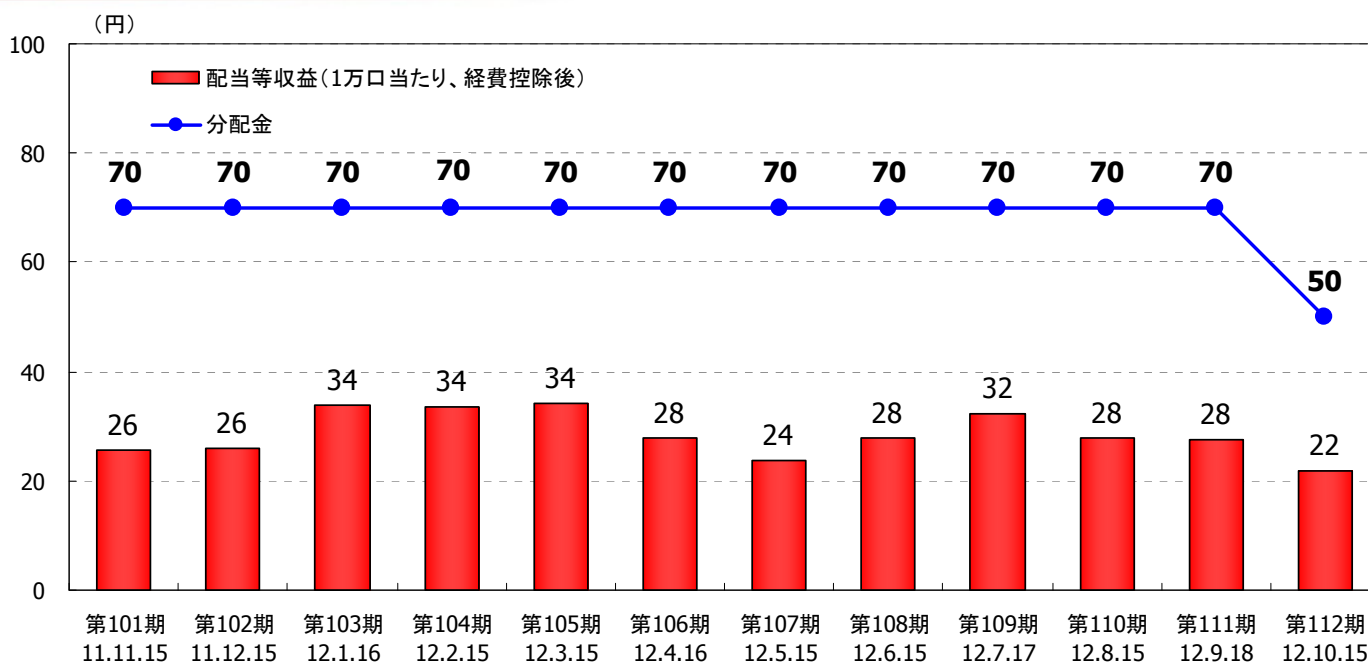
※配当等収益（経費控除後）は、経費（信託報酬等）が配当等収益にどのくらい按分控除されるかにより変動します。配当等収益への按分率は、有価証券売買等損益の金額によって変動します。つまり、有価証券売買等利益（評価益を含む）が発生していなければ、経費（信託報酬等）はすべて配当等収益から差し引かれます。なお、控除しきれない金額が生じた場合、有価証券売買等損益に計上されます。

※円未満は四捨五入しています。

※分配金は1万口当たり、税引前のものです。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 配当等収益（1万口当たり、経費控除後）および分配金（1万口当たり、税引前）の状況



※上記のデータは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

## よくあるご質問 (Q&A集)

**Q1** なぜ、分配金を70円から50円に引き下げたのですか？

**A1** 分配金については、期中の収益を超える額は、過去の蓄積等から充当してまいりました。その結果、分配対象額の水準が低下し、分配金の引き下げが必要との判断に至りました。

当ファンドの収益分配方針は、以下のとおりとなっています。

- ◆ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆ 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

弊社の分配金の考え方は、ファンドの収益分配方針、分配対象額の水準、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して分配金額を決定するというものです。

当ファンドの分配金を引き下げましたのは、現在の分配対象額の水準などを総合的に勘案した結果によるものです。

第92期決算(11.2.15)に分配金を65円から70円に引き上げました。しかし、それ以降、財政難に陥っているギリシャの債務問題への懸念から、資本市場のリスク投資姿勢が後退した局面では、オセアニア両通貨にも売り圧力が強まりました。一方、欧州不安の後退局面では、短期金利が相対的に高水準にあるオセアニア両国への積極投資も見られ、両通貨の為替レートは下支えされました。また、ギリシャを発端とした金融市場不安は、景気後退懸念をもたらし、世界的に金融緩和に対する期待が高まった結果、債券利回りは低下が目立ちました。ニュージーランドでは、2011年前半の利下げ後は政策金利が据え置かれました。一方、豪州では、2011年後半以降断続的に利下げが行なわれ、市場には将来の利下げ継続観測が残りました。その結果、オセアニア債券利回りは緩やかな低下基調が続きました。

そのような環境の下、分配金については、期中の収益を超える額は、過去の蓄積等から充当してまいりました。その結果、分配対象額の水準が低下し、分配金の引き下げが必要との判断に至りました。

分配金支払い後の分配対象額は、前回分配金を引き上げた第92期決算(11.2.15)の1,088円(1万口当たり)から、当期(第112期決算(12.10.15))では460円(1万口当たり)に低下しています。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

## よくあるご質問 (Q&A集)

**Q2** 前回分配金を引き上げた第92期決算以降、直近までの運用状況について教えてください。

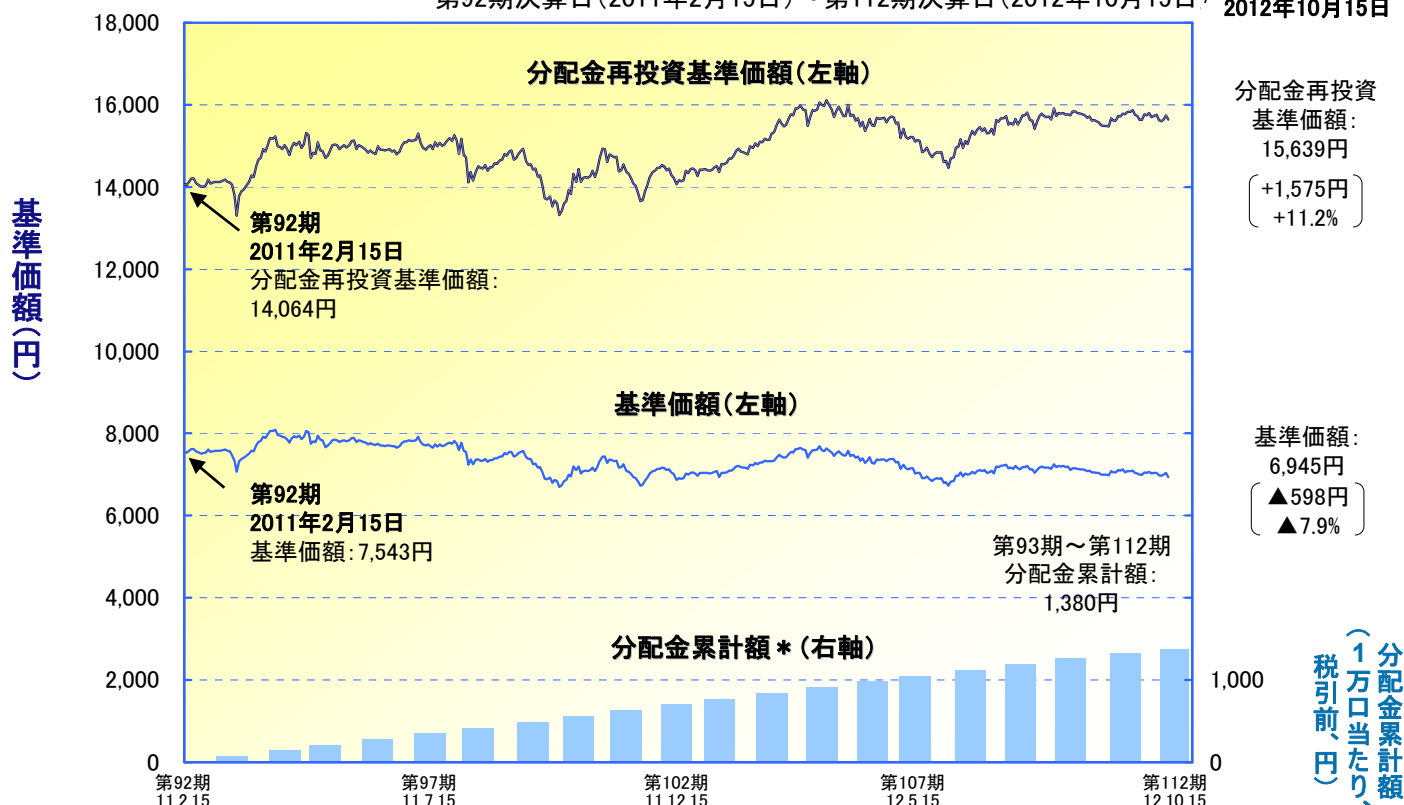
**A2** 前回分配金を引き上げた第92期決算日(11.2.15)から第112期決算日(12.10.15)までの基準価額と分配金累計額の推移は以下のとおりです。

分配金再投資基準価額は、第92期決算日:14,064円と比べ第112期決算日:15,639円となり、+1,575円(+11.2%)でした。一方、この間(第93期～第112期)にお支払いした分配金の累計額\*は1,380円であったため、基準価額は、7,543円から6,945円となり、▲598円(▲7.9%)でした。

### 基準価額・分配金累計額の推移

第92期決算日(2011年2月15日)～第112期決算日(2012年10月15日)

第112期決算日  
2012年10月15日



\*第92期決算日の基準価額(分配金支払い後)を起点としているため、分配金累計額は第93期から累計しています。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金額は、決算の都度、収益配分方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。



## よくあるご質問 (Q&A集)

**Q3** 分配金を引き下げということは、今後の運用に期待できないということですか？

**A3** 分配金の引き下げは、今後の運用実績とは関係するものではありません。

今回の分配金引き下げについての考え方はQ1のとおりであり、分配金の引き下げは、今後の運用実績とは関係するものではありません。分配金に基準価額の動きを含めた総収益率(トータルリターン)で判断することも大切です。

⇒最近の運用状況と今後の見通し・運用方針については、Q6をご覧ください。

(ご参考)各保有期間における総収益率の状況(2012年9月末時点)

購入時 (保有期間)	購入時 基準価額 ①	基準価額 (2012年9月末) ②	差額 ③=②-①	分配金 累計額 ④	合計 ⑤=③+④	総収益率 ⑤÷①
設定時	10,000	7,054	-2,946	6,955	4,009	40.1%
2007年9月末 (5年)	10,915	7,054	-3,861	4,160	299	2.7%
2008年9月末 (4年)	8,755	7,054	-1,701	3,260	1,559	17.8%
2009年9月末 (3年)	7,859	7,054	-805	2,435	1,630	20.7%
2010年9月末 (2年)	7,690	7,054	-636	1,660	1,024	13.3%
2011年9月末 (1年)	6,873	7,054	181	840	1,021	14.9%
2012年3月末 (6カ月)	7,464	7,054	-410	420	10	0.1%

※総収益率の計算方法については様々な方法があります。

※上記の総収益率は分配金累計額を単純に基準価額に上乘せて計算しています。したがって、分配金をファンドに再投資したと仮定した再投資基準価額による騰落率とは異なります。

※分配金累計額は当該期間ファンドを保有していた場合に支払われた分配金額の累計額です。

※分配金は1万口当たり、税引前のものです。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

## よくあるご質問 (Q&A集)

**Q4** 50円分配はどのように決定したのですか？また、50円分配はいつまで続けられる見通しですか？

**A4** 分配金は、収益分配方針に基づいて、今後数期にわたって安定継続できるよう配慮して決定しています。ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

当ファンドの収益分配方針において「原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。」と定めています。当該方針に基づいて分配金は、今後数期にわたって安定継続できるよう配慮して決定しています。ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、現在の分配金の水準を維持できない、あるいは分配金が支払われない場合もあります。特に分配対象額の減少、配当等収益の低下、基準価額の下落などは分配金の引き下げ要因となります。

**Q5** 分配金を事前に知ることはできないのですか？

**A5** 決算日(毎月15日、休業日の場合は翌営業日)の夕方から夜にかけての公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

分配金はファンドの決算日(毎月15日、休業日の場合は翌営業日)に委託会社(大和投資信託)が決定し、夕方から夜にかけて委託会社のホームページ(<http://www.daiwa-am.co.jp/>)で基準価額とともに分配金を公表します。公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

## Q6 最近の運用状況と今後の見通し・運用方針について教えてください。

### 【最近の運用状況】

2011年2月15日(前回分配金引き上げ時)から2012年9月28日にかけて、当ファンドの分配金再投資基準価額の騰落率は+12.1%となりました。

#### (為替市場)

財政難に陥っているギリシャの債務問題への懸念がその他欧州周辺国へ波及する動きを見せ、欧米金融市場混乱の懸念が強まりました。資本市場のリスク投資姿勢が後退した局面では、オセアニア両通貨にも売り圧力が強まりました。両国の主要貿易相手である中国の景気減速懸念が浮上したことも、為替レートの下落要因でした。

一方、欧州不安の後退局面では、短期金利が相対的に高水準にあるオセアニア両国への積極投資も見られました。新興貿易黒字国の外貨準備が豪ドル投資に向かうという観測も根強く残り、両通貨の為替レートも下支えされました。その結果、対円為替レートはおおむねレンジ内での推移にとどまりました。

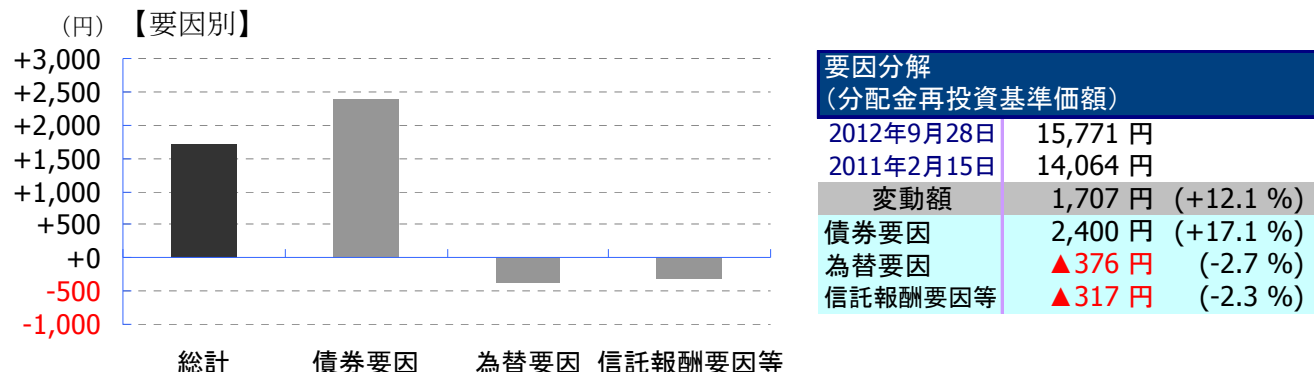
#### (債券市場)

ギリシャを発端とした金融市場不安は、景気後退懸念をもたらし、世界的に金融緩和に対する期待が高まった結果、債券利回りは低下が目立ちました。ニュージーランドでは、2011年前半の利下げ後は政策金利が据え置かれました。一方、豪州では、2011年後半以降断続的に利下げが行なわれ、市場には将来の利下げ継続観測が残りました。その結果、オセアニア債券利回りは緩やかな低下基調が続きました。

#### (運用経過)

このような投資環境下、債券ポートフォリオのデュレーションは4.0(年)を中心にやや長期化した水準を保ちました。投資対象債券については、国債、州債、国際機関債、政府機関債などクレジットリスクのきわめて小さい銘柄の中から、利回りに魅力のあるものを厳選して組み入れ、格付別構成比率は基本的にAAA格100%を保ちました。組入債券の通貨別配分比率は、豪州利下げ観測が強まったタイミングを中心にニュージーランド・ドル建て債券の組入比率を高めを保ちました。

### (ご参考)分配金再投資基準価額・資産別要因分解(2011年2月15日～2012年9月末)



※「要因分解(分配金再投資基準価額)」は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和投資信託が日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。信託報酬要因等には、信託報酬のほか、コスト等その他の要因が含まれることがあります。

※データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

## 【今後の見通し】

### (為替市場)

欧米市場を中心に、欧州周辺国の債務問題が依然として不安定要因として意識されており、オセアニア通貨への投資を拡大する環境もなかなか整いにくいのが現状です。また、中国の景気減速懸念は、一次産品の輸出を通じて経済的に密接な関係の両国にとっても要注意です。

その一方で、先進各国で利下げや量的緩和が続く中、オセアニア両国の金利水準は依然として相対的に高位にあることは確かです。そのため、中長期的には投資資金が両通貨の水準を押し上げる局面があるものと考えます。また、アジアなど新興経済成長国が獲得した貿易黒字が年々蓄積しており、これらの分散投資先として豪ドルが注目を集めていることも、為替相場上昇を期待させる要因です。

### (債券市場)

中国経済の減速が世界経済に悪影響を及ぼすという懸念が市場で強まっており、世界各国で金融緩和策がとられています。豪州でも10月に4カ月ぶりとなる利下げが行なわれ、今後も利下げが継続する可能性があります。債券市場では、当面は利回り低下方向への圧力がかかりやすいと思われませんが、市場ではある程度の利下げはすでに織り込まれており、債券利回りの低下幅は次第に限定的になるでしょう。

## 【今後の運用方針】

新興国の需要に支えられたオセアニア両国の経済成長は、今後も続くと考えます。中長期視点から、オセアニア両通貨が対円で上昇する余地は十分にあると考えています。

豪州利下げ継続観測がくすぶるうちは、中長期債の利回り水準に魅力のあるニュージーランド・ドル建て債券が選好される局面も想定されるため、ニュージーランド・ドル投資比率をやや高めに保つことを意識します。

金利低下圧力が市場に残る間は、デュレーションは長期化した水準を中心にコントロールします。

今後も、国債、州債、国際機関債、政府機関債などのうちクレジットリスクがきわめて小さい銘柄を厳選して組み入れます。

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

以上



## 収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

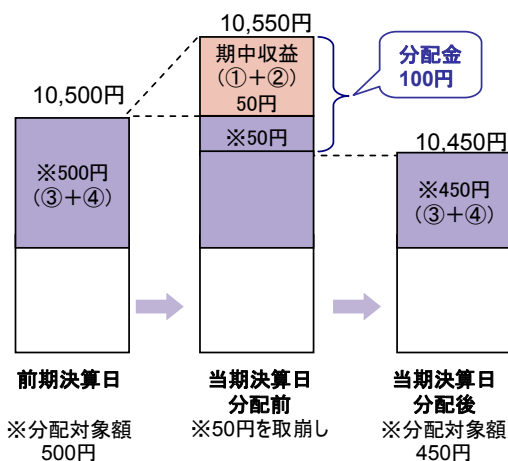
投資信託の純資産

分配金

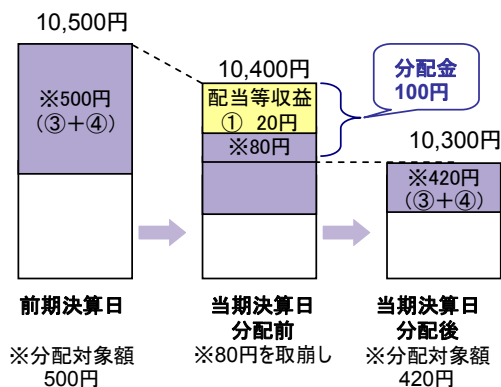
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



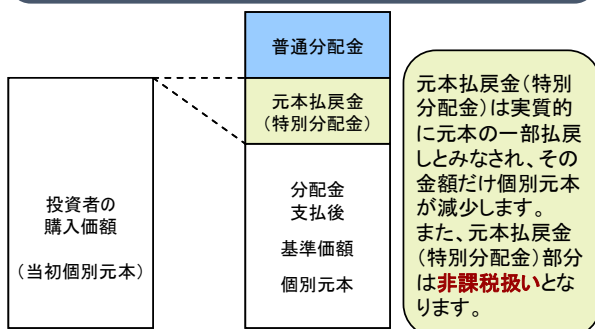
#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



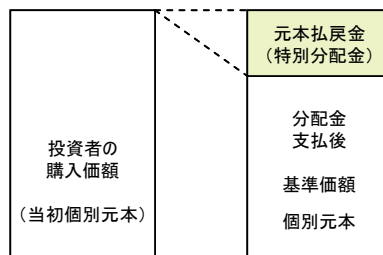
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型) (愛称：杏の実)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

### ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等<sup>(※)</sup>に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1. オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等<sup>(※)</sup>に投資します。  
(※)「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。  
◆投資する公社債等は、国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証するものとします。
2. 公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上<sup>\*</sup>とすることを基本とします。  
※ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチ・レーティングスでAA-以上  
◆公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
3. 毎月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
4. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。  
・マザーファンドは、「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」です。  
※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

### 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 <b>2.1%(税抜2.0%)</b> です。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して <b>年率1.3125%(税抜1.25%)</b> ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、 資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、 上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用：

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

商号等

大和証券投資信託委託株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
いちい信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第25号				
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号				
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号				
大阪市信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○			
大阪東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第77号	○			
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第622号	○			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号				
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号				
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第26号				
川口信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第201号				
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○	○		
北群馬信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第233号				
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号				
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			
桑名信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第37号				
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号				
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○	○		
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○		
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○			
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号				
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号				
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○		
株式会社島根銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○	○		
株式会社商工組合中央金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第271号	○	○		
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第162号	○			
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第237号				
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第20号				
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第48号				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○	○		
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第179号	○			
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○			
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第71号	○			
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第72号				
播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第76号	○			
飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第203号				
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○		
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第81号				
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○	○		
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号				
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○	○		
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
三井生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第122号	○			
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○		
株式会社南日本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第8号	○			
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○	○		
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○	○		
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
楽天銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第609号	○	○		
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○		
社の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第39号				
アーツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2号	○		○	
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○		○	
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。



## ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
トレイダーズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第123号	○	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○	○		
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○			
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○			
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第29号	○			
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸福証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○		
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第78号	○			
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○	○		
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。